



# 騒音・振動・悪臭

## 1 騒音・振動・悪臭の現況と課題

### 騒音

騒音は、日常生活に関係が深い公害であり、工場・事業場や建設作業、店舗営業などの事業活動から発生するもの、自動車、航空機、鉄道などの交通手段から発生するもの、一般家庭の電気機器、楽器、ペットなど家庭生活から発生するものなど、発生源は多様です。

平成18年度の苦情件数は、1,306件で、平成17年度（1,236件）に比べ70件増加しています。苦情の内訳を見ると、工場・事業場からの騒音539件（41.3%）がもっとも多く、次いで建設作業騒音353件（27.0%）、深夜営業等110件（8.4%）となっています。

#### 交通騒音

交通騒音としては、自動車や新幹線の騒音が問題となっています。自動車騒音については、道路沿道での騒音結果を元に面的評価<sup>\*1</sup>を行ったところ、表2-4-1のとおり、132,725戸中環境基準を達成したのは101,951戸（76.8%）でした。

<sup>\*1</sup> 面的評価：道路沿道での騒音レベルを元に、沿道から50m以内の総住居戸数のうち環境基準を達成する住居の割合を計算し、これをこの地域の環境基準達成率とする評価手法です。

▶ 表2-4-1 道路交通騒音の面的評価結果

	評価区間 延長 (km)	評価 区間数	住宅等 戸数	昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
				戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
平成14年度	87.1	36	28,347	21,282	75.1%	3,788	13.4%	16	0.1%	3,261	11.5%
平成15年度	196.1	110	82,252	59,178	71.9%	14,361	17.5%	103	0.1%	8,610	10.5%
平成16年度	260.0	119	99,995	65,120	65.1%	16,243	16.2%	15	0.0%	18,617	18.6%
平成17年度	321.3	152	105,831	79,143	74.8%	14,730	13.9%	63	0.1%	11,895	11.2%
平成18年度	355.8	295	132,725	101,951	76.8%	17,643	13.3%	124	0.1%	13,011	9.8%

▶ 表2-4-2 新幹線騒音測定調査結果

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
調査地点数	5	14	10	14	11
内住居専用地域の地点	3	1	0	0	0
環境基準適合地点数	1	6	3	9	3
内住居専用地域の地点	1	0	0	0	0
環境基準適合率	20.0%	42.9%	30.0%	64.3%	27.3%
内住居専用地域の地点	33.3%	0.0%	—	—	—

2-4

騒音・振動・悪臭

## ■ 厚木飛行場航空機騒音

厚木飛行場を中心に広い範囲で航空機騒音が発生しています。昭和48年にアメリカ海軍の空母ミッドウェーが横須賀港を事実上の母港として以来、艦載機の飛行や訓練等に伴う騒音が激しさを増し、深刻な社会問題となっています。

▶ 表2-4-3 厚木飛行場周辺の航空機騒音測定調査結果

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
調査地点数	18	29	29	31	29
内基地東西1.5km以遠地点	5	5	5	5	5
環境基準適合地点数	6	9	8	8	7
内基地東西1.5km以遠地点	3	4	4	4	4
環境基準適合率	33.3%	31.0%	27.6%	25.8%	24.1%
内基地東西1.5km以遠地点	60.0%	80.0%	80.0%	80.0%	80.0%

▶ 表2-4-4 厚木飛行場周辺の苦情件数の推移

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
5,050件	5,552件	4,142件	5,737件	4,749件

<県基地対策課調べ>

## 振動

振動は、騒音と並んで日常生活に関係が深い問題であり、工場等の事業活動によって発生する地盤振動が家屋に伝播し、その振動を直接又は間接的に感じるることによって感覚的な不快感を感じさせるものです。騒音公害と同様、隣り合う程度の周囲からの苦情が多く局所的であるという特徴があります。

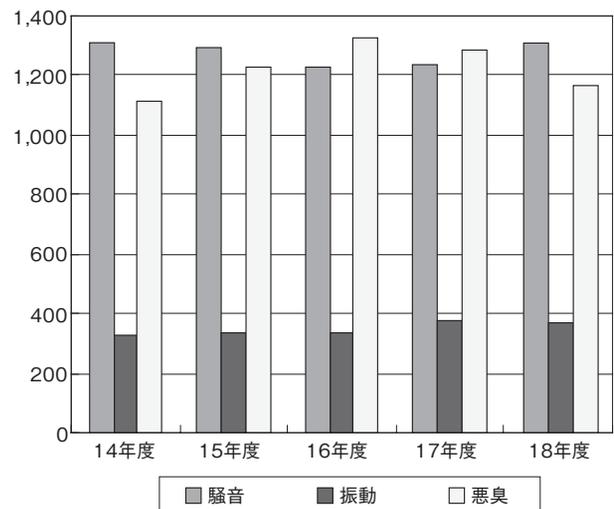
18年度の苦情件数は、372件で、17年度（378件）に比べ6件減少しています。内訳は、建設作業の振動198件（53.2%）と最も多く、次いで、工場・事業場からの振動91件（24.5%）となっています。

## 悪臭

悪臭の苦情は、従来は工場・事業場が主でしたが、最近では市街地の店舗等からのさまざまな「におい」による悪臭問題が増加しています。

18年度の苦情件数は、1,166件で、17年度（1,284件）に比べ39件減少しています。内訳は、野外焼却が392件（33.6%）と最も多く、次いで、サービス業・その他が245件（21.0%）となっています。

▶ 図2-4-1 騒音・振動・悪臭に関する苦情件数の推移



<県大気水質課調べ>

## 2 騒音・振動・悪臭問題に関する県の取組

### 1 騒音・振動対策【大気水質課・基地対策課・道路管理課】

#### 道路交通騒音対策

平成7年7月の「国道43号・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件」に関して、最高裁判所は生活公害を認定しました。その判決を受けて、平成7年12月に警察庁、環境庁、通産省、運輸省、建設省の5省庁による「道路交通騒音の深刻な地域における対策の実施方針」がまとめられ、道路交通騒音対策を実施するに際して取り組むべき方向が示されました。

この方針に基づき、県では道路交通騒音の深刻な地域における重点的な低騒音舗装の敷設等の施策を進めています。

また、発生源対策として、騒音規制法により自動車ごとに騒音の大きさの許容限度が定められ、昭和46年から順次規制が強化されています。

#### 厚木基地航空機騒音対策

##### ■ 航空機騒音被害等の解消への取組

夜間連続離着陸訓練（NLP）は、平成5年に硫黄島の暫定訓練施設が米側に全面提供されたため、そのほとんどが硫黄島で実施されるようになりました。しかし、平成19年5月には、約7年ぶりにジェット機によるNLPが実施され、激しい騒音により、県や周辺市には多くの苦情が寄せられました。

また、近年では、NLP直前の時期に行われる集中的な訓練による激しい騒音など、NLP以外の飛行による騒音被害が問題となっています。

こうした中で、平成18年5月には在日米軍再編協議において、厚木基地の空母艦載機の移駐等が日米両国政府間で合意され、その実施に向けた閣議決定が行われました。

しかし、その実現までには多くの課題があり、またそれまでの間、引続き昼夜を問わない激しい騒音被害にさらされ続けることとなります。

そのため県では、厚木基地周辺市と連携し、厚木基地騒音対策協議会等を通じて、日米両国政府に対して、空母艦載ジェット機の移駐の着実な実施や恒常的訓練施設等の早急な確保を求めるとともに、移駐までの間も、NLPやNLP直前の集中的訓練における硫黄島の活用等により、騒音問題の解決に積極的に取り組むよう、強く働きかけています。



「神奈川の米軍基地（基地問題に対する取組み）」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/kititorikumi.html>

##### ■ 航空機騒音の実態把握

県では、厚木基地周辺の航空機騒音について、毎年11箇所ですべて常時監視を行い、その他状況に応じて測定を行っています。測定結果については、県環境科学センターにおいて分析を行い、「航空機騒音測定調査結果報告書」としてまとめ、県や市の環境担当窓口、地元の公立図書館等に配布しています。

また、環境基準の地域類型をあてはめる地域を指定し、告示することにより航空機騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにしています。

## 新幹線騒音対策

県では、新幹線騒音から通常の生活を保全する必要がある地域の範囲を明らかにするために、環境基準の地域類型をあてはめる地域を指定し、告示しています。また、新幹線騒音測定調査を実施した場合は、新幹線鉄道事業を行う東海旅客鉄道（株）に対して、騒音測定の調査結果を伝え、改善状況の確認を行っています。

## 2 悪臭対策【大気水質課】

悪臭問題に対応するため、悪臭防止法に基づき、県では、これまでアンモニアなど22物質に限定した「特定悪臭物質規制」で対応してきましたが、最近では市街地の店舗等からのさまざまな「におい」による悪臭問題が増加しており、従来の規制方法では対応が困難になってきました。

そこで、県では「特定悪臭物質規制」に代えて、人の嗅覚を用いて悪臭を測定し、すべての臭気物質を対象とする「臭気指数規制」を平成15年11月から採用し、悪臭問題の解決に対応しています。

▶ 表2-4-5 県が定める臭気指数規制内容

1. 規制対象地域	神奈川県 <small>の</small> 区域（※横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市及び大和市の区域を除く。）のうち、都市計画区域（農業振興地域を除く。）
2. 規制対象	規制対象地域内にあるすべての工場・その他の事業場
3. 規制基準 (悪臭防止法第4条第2項各号に基づく基準)	(1) 敷地境界線上における規制基準（1号基準）
	ア 1種地域 臭気指数〔10〕
	イ 2種地域 臭気指数〔15〕
	(2) 気体排出口の規制基準（2号基準）
	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した臭気指数又は臭気排出強度
(3) 排水における規制基準（3号基準）	
ア 1種地域 臭気指数〔26〕	
イ 2種地域 臭気指数〔31〕	
■1種地域：住居系地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域）	
■2種地域：商業系地域、工業系地域（近隣商業地域、商業地域、工業地域、準工業地域及び工業専用地域）及びその他の地域（市街化調整区域）	
※横浜市他8市では、悪臭防止法施行令第3条の規制に基づき、独自に管轄市内の規制方法を定めています。 なお、横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市及び大和市は平成18年1月現在、悪臭防止法に基づく臭気指数規制を基準として取り入れています。	

## 2-4

## 騒音・振動・悪臭



「騒音・振動のページ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/souon/index.htm>

「悪臭問題の解決に向けて」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/taiki/akusyu/index.htm>



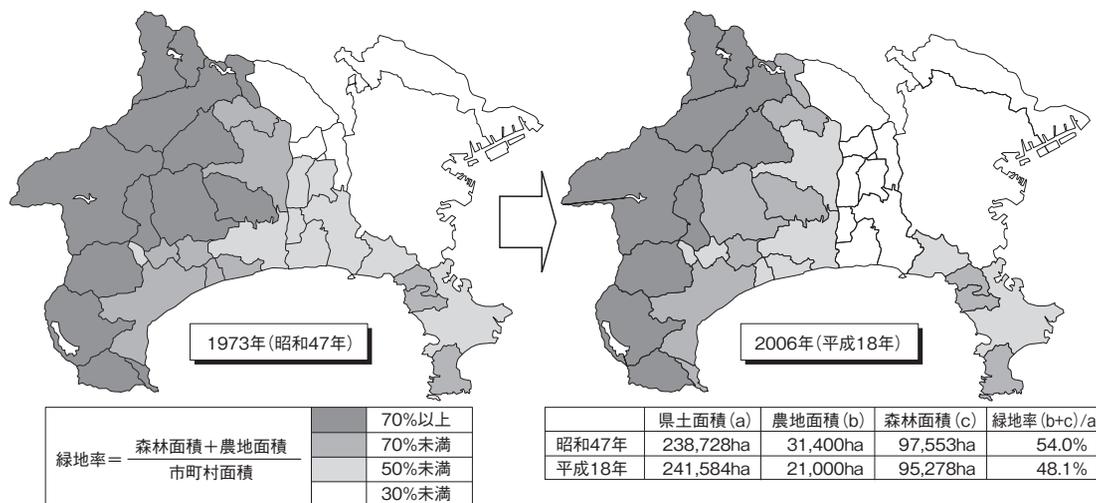
# 自然環境

## 1 自然環境の現況と課題

### ■ みどり

本県は、海、平野、丘陵、山岳等に加え、相模川や酒匂川などの河川や、芦ノ湖などの湖沼といった変化に富んだ地形を有し、多様な自然環境に恵まれています。県西部には箱根や丹沢大山などの多様な表情を持つ豊かなみどりが残っています。しかし、首都圏域に位置し、宅地や工業用地等の開発圧力の強い本県では、身近な里山などを中心にみどりの減少が東部地域で著しく、中部地域でもその傾向がみられ、みどりの質的・量的な保全と創造が急務になっています。

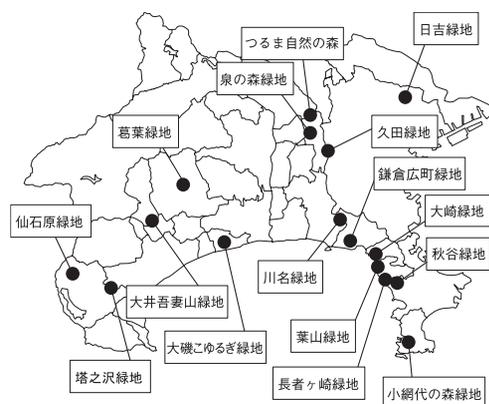
▶ 図2-5-1 みどり（緑地率）の推移



▶ 表2-5-1 緑地保全制度などによる緑地の状況 (単位：ha) (神奈川みどり計画 平成18年度実績)

	H16年度末	H18年度末	増減	
地域制緑地	特別緑地保全地区	280	344	64
	生産緑地	1,535	1,512	△ 23
	近郊緑地保全区域	4,632	4,800	168
	近郊緑地特別保全地区	554	554	0
	歴史的風土保存区域	989	989	0
	歴史的風土特別保存地区	574	574	0
	自然公園	55,157	55,157	0
	自然環境保全地域	11,216	11,198	△ 18
	農振農用地区域	11,338	11,274	△ 64
	保安林	51,329	51,483	154
その他法によるもの	7,839	7,872	33	
協定・条例によるもの	5,715	5,962	247	
地域制緑地計 ①	150,030	150,591	561	
施設緑地	都市公園	4,035	4,190	155
	都市公園以外の公共施設緑地	3,265	3,391	126
	施設緑地計 ②	7,300	7,581	281
	トラスト緑地等計 ③	1,180	1,134	△ 46
①+②+③	158,510	159,306	796	
重複面積	48,790	48,830	40	
差引後 緑地面積	109,720	110,476	756	
神奈川みどり計画 現況のみどり率	45.4%	45.7%		

▶ 図2-5-2 主なトラスト緑地



- \*1 地域制緑地：法令や条例に基づき土地利用に制限をかけることによって保全される緑地。
- \*2 ナショナル・トラスト制度：身近な動植物の生息地や都市近郊に残された緑地などを寄付金をもとに、住民自らの手で、買い取って保全していこうとする自然保護活動で、本県では財団法人神奈川トラストみどり財団を設立し、かながわトラストみどり基金や市町村などと連携して緑地の保全等を進めています。
- \*3 重複減：緑地の種類により重複指定が可能なため、重複分については差し引きしています。

## ■ 丹沢大山の自然環境

1980年代から、本県を代表する自然豊かな地域である丹沢山地でも生態系に大きな異変が起こり始め、広範囲にわたるモミやブナの立ち枯れ、林床植生\*とササの後退、ニホンジカの個体数の増加によって、特に稜線部のブナ帯における植生の劣化が目立ち始めました。

本県では、平成11年3月に「丹沢大山保全計画」を策定し、自然環境の保全に取り組んできましたが、自然環境の衰退に歯止めをかけるには至りませんでした。そこで、県民、NPO、学識者、企業など多様な主体からなる丹沢大山総合調査実行委員会による調査が平成16年から2ヶ年をかけて実施され、ブナ枯れなどに代表される自然環境の悪化は、人間の様々な営みによる影響が累積かつ複雑に絡み合って引き起こされているということが明らかにされました。県では、丹沢大山における諸課題を解決するためには、これまでの保全対策の強化に加え戦略的な自然再生を実行する必要があるとの政策提言を受け、平成19年3月に「丹沢大山保全計画」を「丹沢大山自然再生計画」に改定し、丹沢大山の再生に積極的に取り組んでいます。

また、県民参加による計画の推進を図るため、NPO団体や学識者、企業など多様な主体からなる「丹沢大山自然再生委員会」が事業の進捗や効果などを点検・評価することとしています。

\* **林床植生**：森林はさまざまな高さをもった植物の組み合わせによる多層構造ですが、林床植生はこれらのうち低木以下の階層を構成する植生のことです。

## ■ 野生鳥獣

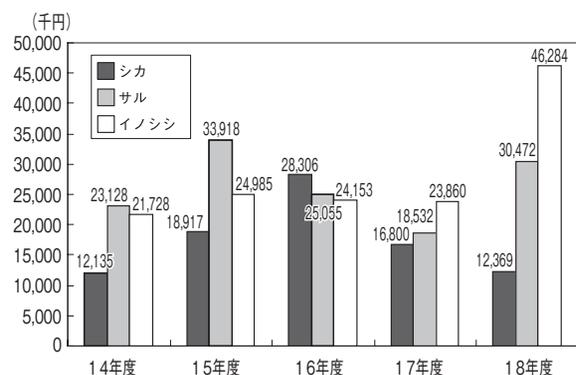
野生鳥獣は、国民共有の財産として保護が求められるものですが、地域によっては農林水産業被害や生活被害を発生させたり、増えすぎたニホンジカによる自然生態系への影響が懸念されるなど、人と野生鳥獣との軋轢が生じています。このような軋轢を軽減・解消し、長期的な観点から当該野生鳥獣の個体群の安定的な保護を図るため、本県では平成14年度に、ニホンジカとニホンザルを対象とした保護管理計画を策定し、また平成18年度には同計画を改定して第2次保護管理計画を策定し、市町村等と連携して、個体数調整、生息環境整備及び被害防除対策を実施するとともに、シカ・サルの生息状況等のモニタリングや事業の効果検証を行っています。

もともとは分布していなかった地域に、新たに人為的に持ち込まれた生物を外来生物といますが、一部の外来生物は、自然の中で繁殖・野生化し、もともとその地域にいた在来生物の駆逐や、人にかみつく、農作物を食べ荒らすなどの被害を発生させることがあり、問題となっています。

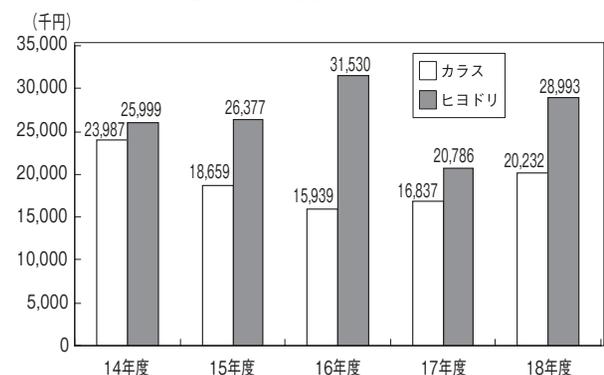
平成17年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」では、こうした被害の発生するおそれのある外来生物を「特定外来生物」に指定し、輸入や飼養・運搬を厳しく規制し、野外に放すことを例外なく禁止するとともに、既に野生化している特定外来生物は、必要に応じて地域ぐるみの被害対策により計画的に防除することになりました。

また本県では、特定外来生物に指定されたアライグマについて、農業被害、生活被害が拡大していることから、計画的、総合的に被害対策を実施するため、神奈川県アライグマ防除実施計画を策定し、平成18年4月に国から防除の確認を受けて、県と市町村が防除の主体として、アライグマの計画的な捕獲、被害予防対策等に取り組んでいます。

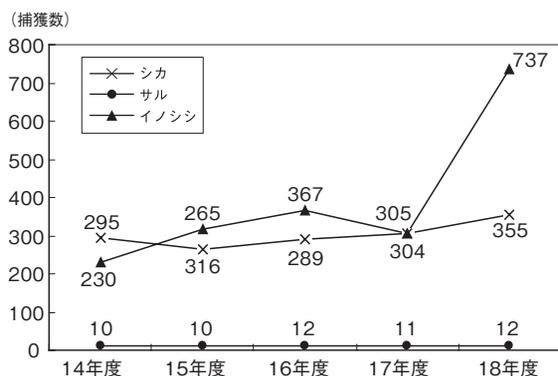
▶ 図2-5-3 主な獣類による被害額



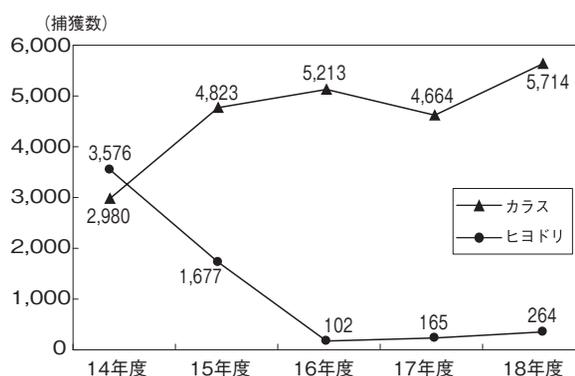
▶ 図2-5-4 主な鳥類による被害額



▶ 図2-5-5 主な獣類の捕獲数（狩猟による捕獲は除く）



▶ 図2-5-6 主な鳥類の捕獲数（狩猟による捕獲は除く）



## ■ 海・川・湖

沿岸域において、藻場や干潟は、魚を含めた多様な生物の産卵場や生息場所として重要な役割を果たしていますが、埋め立てによりその多くが縮小したり失われてきました。

また、産業や生活排水等による汚濁負荷は、依然として水生生物の生息環境に影響をもたらしています。こうしたことから、近年、自然との共生や生態系に配慮した海域環境の維持、修復の必要性が高まっています。水質の改善はもちろん、今ある藻場や干潟の維持とともに、藻場の造成や人工干潟など生物が住みやすい環境をいかに復元していくかが課題となっています。

内水面については、河川環境の変化や開発等に伴い、メダカやホトケドジョウ、タナゴ類等が減少し、希少魚となっています。ビオトープ、多自然型護岸や魚道の設置など、生物の住みやすい環境を復元することが求められています。

## 2 自然環境保全に関する県の取組

### 1 身近なみどりの保全【緑政課、農地課】

#### 神奈川みどり計画の策定

平成18年3月に神奈川みどり計画を策定しました。計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とし、計画の前半が終了する平成22年度に点検と見直しを行うこととします。

計画では、生物多様性の保全と充実を目指し「人と生き物と生活空間を育むみどり豊かなかながわをめざして」を基本理念として、みどりの量とともに質的な確保に取り組むこととしています。

計画を推進するために、みどりの視点から共通の特徴を持った地域として9つの「緑化域」を設定し、それぞれの緑化域で基本方向に沿ったみどりの量の確保や質の向上を推進するとともに、緑化域相互のつながりを強めることや、県域を越えた広域的な水とみどりのネットワークの形成をめざします。



「神奈川みどり計画 概要版・本編」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/midrikeikaku.html>

## 都市と里山のみどりの保全と活用

生物多様性の確保と良好な自然環境の保全・創出に向けて、みどりの量の確保と質の向上を図り、水とみどりのネットワークの形成に取り組んでいます。

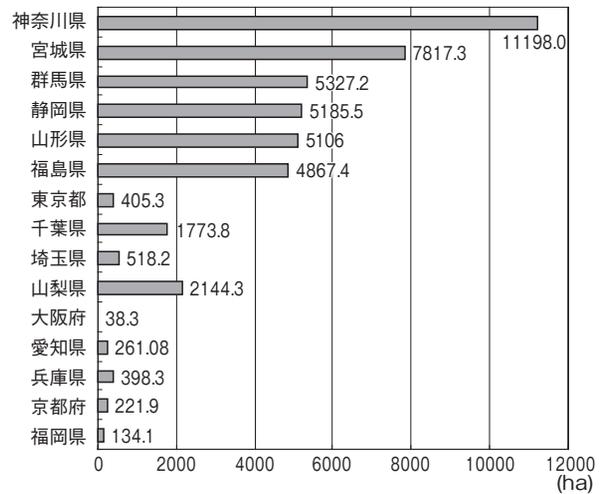
### ■ 地域制緑地の指定による保全

県内の貴重な緑を守るため、公有地、私有地等の土地の所有の形態にかかわらず、各種法令に基づき一定の区域の土地を風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、生産緑地地区、自然環境保全地域、自然公園等に指定し、その土地利用を規制することで良好な自然環境等を保全しています。

### ■ ナショナル・トラスト運動の推進

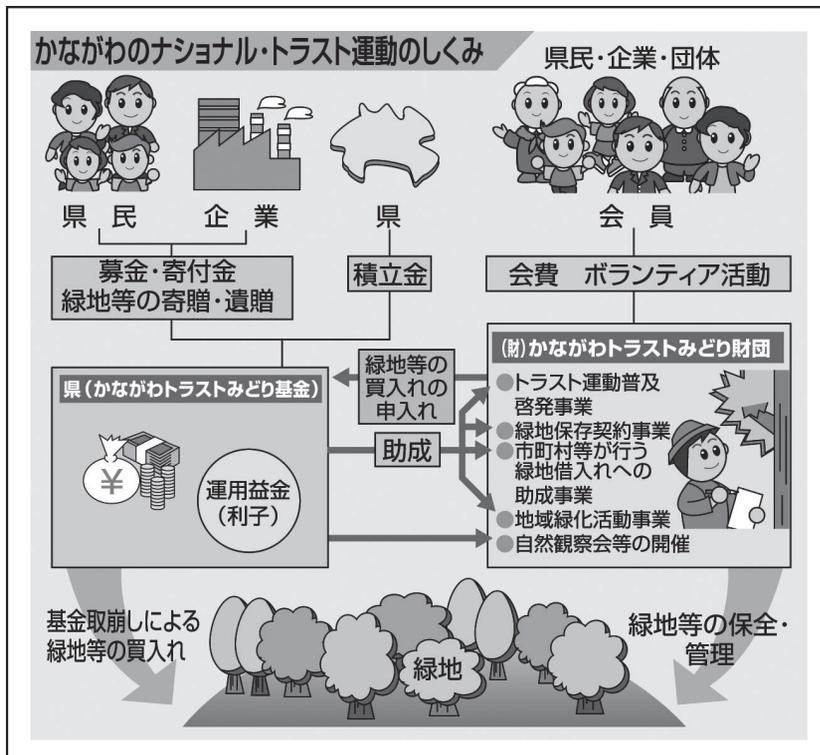
かながわに残る貴重なみどりを守り、次の世代へ引き継いでいくため、かながわトラストみどり基金、(財)かながわトラストみどり財団を中心として、県民・企業・団体・市町村と連携し、かながわのナショナル・トラスト運動を推進しています。

▶ 図2-5-7 主要都府県の実環境保全地域指定状況 (19.3.31現在)



「かながわのナショナル・トラスト運動」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/trust/trust.htm>

▶ 図2-5-8 かながわのナショナル・トラスト運動のしくみ



かながわのナショナル・トラスト運動は、都市化の進展により著しく減少したまちのみどりを守るために、(財)かながわトラストみどり財団と県が設置・管理しているかながわトラストみどり基金とが、車の車輪のごとく一体となって進めており、両者の関係及び事業内容は、図のとおりです。

かながわのナショナル・トラスト運動で保全の対象としている緑地は、

- 1) 市街化区域またはそれに隣接する概ね1km以内にあること
  - 2) 面積が概ね1ha以上であること
  - 3) 法律による買上げ制度の適用にならない緑地であること
- の3要件を備えた緑地を対象としています。

<出典：「かながわのナショナル・トラスト」より作成>

## コラム 緑化協力金制度の概要

自動車が出発する際に排出する二酸化炭素の排出など環境に負荷を与えている一方で、緑がその負荷を緩和している現状を考慮し、自動車利用者に本県の緑地保全施策の推進に協力していただくことを目的に、自動車の運行に不可欠な駐車場に着目し、制度を導入している駐車場の利用者から一定額（20円）を任意の形で寄付してもらおう仕組みとして、平成12年4月から実施しています。

この緑化協力金はかながわトラストみどり基金への寄付金として積み立て、「かながわのナショナル・トラスト運動」により買入れなければ保全が図れない緑地で、地域住民に親しまれている身近な樹林地の取得費用に充当します。平成15年3月、初めて、大磯町みどり基金と共同で大磯こゆるぎ緑地を買入れました。

### ■ みどりに関する県民等の自発的活動への支援

（財）かながわトラストみどり財団に登録し、自主的に地域のみどりを守り育てる活動を行っている「みどりの実践団体」へ奨励金を交付し、苗木を配布するほか、ボランティアや自治会などの地域住民が自主的に行う公共的な場所での植樹等に対し苗木の配布を行うなど、同財団の事業を通じ県民等のみどりに関する自発的活動を支援します。

### ■ 里山づくりの推進

かながわの里山は、雑木林、農地、集落などが一体となった地域として捉えており、人の手が入ることによって豊かな生態系が形成され、物質の循環が行われてきた重要な場所です。

農家をはじめとする地域住民、都市住民などと行政との協働により、貴重な里山の保全、活用を通して、地域の活性化を図る里山づくりを推進しています。

平成18年度は秦野市名古木地区ほか7地区において、里山づくりの推進体制の整備や農家、地域住民等が主体となって行う里山の保全活動に対し支援しました。

また、平成19年度は、引き続き里山づくりの推進体制の整備や農家、地域住民等が主体となって行う里山の保全活動に対して支援します。



復元した谷戸田における米づくり



「かながわの里山ホームページ」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/noti/koukai/satoyama/top/index.html>

**里山**：「里山」という言葉は、近年、広く使われるようになったが、さまざまな捉え方がされており、「里山」の定義として統一的なものは現在のところないとされている。一般的な里山の考え方の中では「①人間の働きかけ、人間の手による管理、②二次林、薪炭林、雑木林、③農地（田んぼ、畦、ため池）、④集落」が概ね共通している概念であり、この構想では、「里山」を、かつて薪炭林として集落の生活を支えていた雑木林とその周辺の田んぼなどの農地、水源、水の流れが一体となった地域の概念として、またはそれに類似するような地域の概念として捉えている。【かながわ里山づくり構想（平成15年3月）から】

## ② 丹沢大山の自然再生【緑政課】

### ■ ブナ林や林床植生等の保全

ブナ林再生対策として、檜洞丸山頂等での大気・気象モニタリングなどブナ林衰退機構の解明のための調査のほか、特別保護地区における植生保護柵の設置、登山道整備と連動した形での立入防護柵や木道の整備、さらには、三ノ塔において県民参加による植樹等を実施しました。

## ■ 大型動物個体群の保全

大型動物個体群の保全対策として、平成15年度からニホンジカ保護管理計画に基づき、市町村等と連携し、個体数管理、生息環境管理等を行うとともに、シカの生息状況や林床植生のモニタリング調査を行っています。

## ■ 希少動植物の保全

希少動植物の保全対策として、希少植物の回復現状調査や丹沢大山における各種工事の環境配慮事例調査を実施しました。

## ■ オーバーユース対策等

オーバーユース\*対策として、ゴミ持ち帰りの呼びかけや清掃活動を行うクリーンキャンペーンを実施したり、登山客の多い主な山頂部に環境配慮型トイレを整備するなど、ごみやし尿問題に取り組んでいます。平成18年度の県民参加事業として、県営谷太郎林道沿いなどにおいて、県、地元市町村、ボランティア団体の3者で連携し、ゴミの収集を行いました。

\*オーバーユース：利用者の集中による過剰使用のことで、丹沢大山地域ではオーバーユースにより、登山道の損傷、登山道沿いの植生の衰退や沢の水質汚濁等が問題になっています。

## 3 野生生物の保護【緑政課】

### 鳥獣保護区等の指定

#### ■ 鳥獣保護区

鳥獣や鳥獣の生息環境を、保護する拠点として、鳥獣保護区を指定しています。鳥獣保護区は、その性格により表2-5-2のとおり区分して指定しており、この区域での狩猟は禁止されます。

特に保護が必要と認める地域は、鳥獣保護区内に特別保護地区を指定しています。この地域での埋め立て、干拓、立木の伐採等には許可が必要であり、現在指定されている特別保護地区は、7か所4,336haとなっています。

▶ 表2-5-2 鳥獣保護区の指定状況

H19.11.1現在

保護区の種別		区域数	面積 (ha)
森林鳥獣生息地の保護区	一定の森林面積ごとに鳥獣保護区を指定することにより森林の全域における鳥獣の生息密度を高めようとするもので、鳥獣の生息密度の高い地区や植生、地形等が鳥獣の生息環境に適している地区に指定	7か所	2,069.9
大規模生息地の保護区	広域に渡って生態系を保護することにより、タカ科の鳥類や大型獣類等行動範囲が広域にわたる鳥獣をはじめ、当該地域に生息する多彩な鳥獣相を保護しようとするもので、生息する鳥獣の種類が多く、かつ、猛禽類や学術上貴重な鳥獣が生息し、鳥獣の行動圏を区域内に含み、地形が変化に富む地区などに指定	2か所	28,330.7
集団渡来地の保護区	干潟等に集団で渡来してくる鳥類の保護を図るもので、渡来する鳥類の種類又は個体数の多い干潟、湖沼等に設定するものとされ、採餌または休息のための後背地及び水面を含めて指定	4か所	3,337.0
希少鳥獣生息地の保護区	環境省及び県のレッドデータブックで、絶滅の恐れのある鳥獣、または、これに準ずる鳥獣として指定されている鳥獣の保護を図るもので、これらの鳥獣の生息地、または、保護上必要な地域に指定	2か所	282.0
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地において鳥獣の良好な生息地を確保、創出し、豊かな生活環境の形成に資するため、又は自然とのふれあいや鳥獣の観察・保護活動を通じた環境教育の場を確保するために指定	86か所	9,840.0
合 計		101か所	43,859.6

## ■ 猟区

秩序ある管理された狩猟を実現するために、市・町・村が猟区を設定しています。猟区では、入猟者、入猟日、捕獲等について特別な規制を行い、また狩猟をしようとする者から、一定の入猟承認料を徴収しています。現在指定されている猟区は、4か所12,650haとなっています。

## ■ 特定猟具使用禁止区域（銃器）

銃器による危険を未然に防止するため、特定猟具使用禁止区域（銃器）を指定しています。この区域においては銃器を使用する狩猟を禁止しています。現在指定している区域は、76か所143,588.2ha（H19.11.1現在）となっています。また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、酒匂川上流域（69.2ha）を指定猟法禁止区域（鉛散弾規制地域）に指定しています。

## 有害鳥獣捕獲等の実施

野生鳥獣による農林業被害や生活被害を防止、軽減させるため、対策を講じてもお被害が防止できない場合には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に基づき、有害鳥獣捕獲等を実施しています。

## 傷病鳥獣の保護体制の整備

傷病鳥獣の保護については、県民、市町村、関係団体、ボランティア等との連携により実施していますが、保護搬送体制の整備、保護施設の充実、一時治療施設の確保等の課題があり、これらの改善に向けNGOからの提案による協働事業により、一層の県民参加を進める仕組みづくりを行っています。



「神奈川の野生鳥獣と狩猟のページ」  
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/ysi/index.html>

## ニホンジカとニホンザルの保護管理

人と野生鳥獣の共存に向け、農林業被害や生活被害の軽減だけではなく、生態系の保全も視野に入れ、地域個体群を長期的な観点から維持するため、平成19年3月にニホンジカ及びニホンザルの第2次保護管理計画を策定し、県、市町村、関係団体が連携して、被害防除対策、生息環境整備、個体数調整を組み合わせ、毎年度実施するモニタリング（継続監視）結果の分析により事業の効果検証を行いながら、保護管理事業を推進しています。

## 4 多様な生物が生息する水域環境の保全【水産課】

### 水域環境の把握と保全の推進

赤潮や油汚染による漁業被害の防止と水生生物の保全のため、水産業普及指導員や沿岸漁協の協力により陸上から、また、漁業取締船により海上から監視を行っています。

また、東京湾と相模川河口域において、定期的に水質調査を行い、漁場環境の監視と水質汚濁に関する情報収集に努めています。

内水面については、河川環境の変化や開発等に伴い、タナゴ類、ホトケドジョウ、メダカ等の魚種が減少し、絶滅に瀕した種が増えています。これらの魚を増殖し、河川管理者や市民団体と連携して生息地の保全・復元に取り組んでいます。また、環境教育の一環として水辺ビオトープで希少魚を保護する小学校へ指導・協力も行っていきます。

## 生息環境の回復・創造の推進

廃棄物の堆積や浮遊により漁場としての機能が低下している海や河川において、水産動植物の育成や繁殖に影響を与えている廃棄物等を除去し、漁業被害の防止および漁業生産力の回復を図っています。平成18年度は、「第25回全国豊かな海づくり大会」の実施方針「市民との連携による海環境保全と再生」に基づき、横浜市金沢区海の公園など県下5箇所において、漁業・遊漁関係者をはじめ、市民、行政の協働によるアマモ場の造成を行い、県民に対し漁場環境保全についての意識の向上、啓発を図りました。

また、沿岸域の漁業生産量の増大と多様な生物が生息する海づくりを目的として、沈設魚礁と呼ばれるコンクリートや鉄で作った魚のアパートを海底に設置したり、沖合域に海洋観測機能を併せ持つ浮魚礁を設置しており、その周辺は多種の魚類が集まる好漁場となっています。平成18年度には三浦市松輪沖に角型魚礁を88基設置しました。

## 5 外来生物対策【緑政課、水産課】

### アライグマ対策の推進

県内では、特定外来生物に指定されたアライグマが、横須賀・三浦地域を中心に、スイカなどの農作物を食べ荒らす、家屋に侵入して天井裏を糞尿で汚すといった深刻な被害を起こしています。そこで、県では「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、アライグマ防除実施計画を策定し、平成18年4月に防除の確認を国から受け、市町村、県民、農業者の方などと連携を図り、計画的に被害対策を進めています。

#### <アライグマ防除実施計画の概要>

防除を行う区域	神奈川県全域
防除を行う期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日
目 標	○ 最終的な目標：アライグマの全県域からの完全排除 ○ 当面5年間の目標：①農業等人間生活への被害の軽減・解消、②希少な動植物又は地域生態系における重要な動植物の保護
防除等の内容	○ 計画的な捕獲 ○ 農作物残さ等誘引要因の除去、農地・家屋への侵入予防策の実施 ○ 生息状況、被害状況を把握するためのモニタリングの実施と防除効果の検証 ○ アライグマの生態や被害予防策についての普及啓発

### 外来魚に関する対策

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル等は、特定外来生物に指定され、国の許可無く、飼養等（飼育、保管、運搬）することが禁止されています。本県においては、神奈川県内水面漁業調整規則を改正し、ブラックバス（オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう）、ブルーギルの移植を制限することで、その拡大防止を図っています。その後、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルについては、神奈川県内水面漁場管理委員会指示により、一部の区域を除き再放流を制限することで、個体数の抑制を図っています。

なお、芦ノ湖においては、オオクチバスは昭和26年から漁業権対象魚種となっており、現在も遊漁等での利用がなされています。

宮ヶ瀬湖内の外来魚は、ダム放水に伴い、中津川・相模川に流出する可能性が高く、河川の生態系にも影響を及ぼすことが懸念されています。また、宮ヶ瀬湖は奥相模湖や津久井湖とも水運用を行っているため、これらの人工湖の生態系にも影響を与えるおそれがあります。

平成18年度は、宮ヶ瀬湖におけるコクチバス等の分布生態調査を実施し、その概要を把握するとともに、駆除方法の検討を行いました。